

26監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年10月8日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月20日

福岡市監査委員 石 田 正 明
 同 宮 本 秀 国
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

26監査公表第8号（平成26年5月15日付 福岡市公報第6111号 公表）分・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

26 監査公表第8号（平成26年5月15日付 福岡市公報第6111号 公表）分
 （公の施設の指定管理者監査）

（事務監査）

1 ふれあい・よか農園メンテナンスグループ

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>管理運營業務における要員配置について適切な履行を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合、運営に支障がないよう適切な要員配置をしなければならない。しかしながら、平成25年度の立花寺緑地リフレッシュ農園の管理運營業務における職員の配置について、指定管理者募集時の管理運営仕様書(平成22年7月)では、開園時間中は事務所を無人にしないように指示されており、事業計画書にも開園時間中は事務所が無人にならないようにすると記載していたにもかかわらず、所長が勤務を要しない日において、開園時間から事務職員が出勤する時間までの間、並びに副所長が勤務を要しない日において、事務職員等が退勤する時間から閉園時間までの間、事務所が無人になる時間帯があった。</p> <p>今後、職員の配置に当たっては、管理運営仕様書に基づいて作成した事業計画書の内容を遵守のうえ、適切な履行を行うよう注意されたい。</p>	<p>平成26年度より、所長の勤務を要しない日は副所長が全勤（開園から閉園まで勤務）し、副所長の勤務を要しない日は所長が全勤することで開園中の事務所が無人となることが無いような職員配置とした。</p> <p>なお兩名に突発的の用件等が生じた場合は、ふれあい・よか農園メンテナンスグループ内で代替職員を配置し即座に対応出来るようにしている。</p>